

# 山梨県公報

第四百三十四号

令和五年

十二月十四日

木曜日

## 目次

### 公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………七〇九  
○峡東都市計画の変更案の縦覧……………七一〇

## 公告

### ●大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
令和五年十二月十四日

令和五年十二月十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社ヒカレヤマナシ 代表取締役 竜沢恒	山梨県中巨摩郡昭和町西条二千七百九十九番地

### 二 届出の概要

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 (仮称) 南アルプス地域交流エリア計画
  - (二) 所在地 山梨県南アルプス市十日市場千五百七十一
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 住所

代表者の氏名

株式会社山梨クリーンサービス  
代表取締役 功刀鉄也 他十者

山梨県甲府市和戸町千二百十九ー四

#### 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和六年七月二十八日

#### 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千八百四十九平方メートル

#### 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### (一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百七十一台

##### (二) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 三十六台

##### (三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 二百二十三平方メートル

##### (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 七十二立方メートル

#### 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社山梨クリーンサービス 他十者	午前八時	午後九時四十五分

##### (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十時まで

##### (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

##### (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後

十時まで

三 届出年月日 令和五年十一月二十七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和六年四月十五日まで

● 峡東都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次とおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年十二月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 峡東都市計画道路（三・五・十一号 亀甲橋通り線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課

山梨市小原西八百四十三番地 山梨市都市計画課

四 縦覧期間 この公告の日から令和五年十二月二十八日まで